平成２１年（フ）第３５６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町12番19号ツインコーポ203号
債務者　淺面　勝則
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡２丁目３番６号
債務者　東　　律子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６８号
鹿児島県姶良郡湧水町川添2018番地15
債務者　永野満月日出
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田1603番地
債務者　松元南津夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3930番地12
債務者　上荒磯晃子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
鹿児島県姶良郡加治木町新生町187番地１加治木団地近隣センター１―101―Ａ
債務者　松田陽二朗
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
鹿児島県霧島市隼人町真孝753番地
債務者　吉元ヱイ子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎下小路34番地２
債務者　千葉　仁志
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81番地の１浦宿万石浦住宅２号
債務者　阿部ひろみ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
秋田市川尻みよし町13番10号
債務者　相場　忠次
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６号
秋田市新屋割山町６番10号
債務者　小林きくみ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７９号
千葉県流山市南流山３―10―10トップ鰭ヶ崎215、住民票上の住所茨城県下妻市唐崎840番地
債務者　山縣　和子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９０号
千葉県松戸市高塚新田630番地の37
債務者　藤田　徳仁
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９２号
千葉県柏市東上町３番13号
債務者　已波純一郎
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１０号
長野県上田市上田1796番地３
債務者　佐藤　広子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２０３号
滋賀県野洲市永原市有地　県営住宅Ｃ―３―２
債務者　伊藤　惠子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
京都府長岡京市粟生畑ケ田24番地１―３―９雇用促進住宅長岡宿舎１―３―９
債務者　鈴木　　功
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
京都府八幡市男山弓岡５番地　B11―308、従前の住所大阪府枚方市樋之上町５番30―14号
債務者　クローバーチェーン北枚方店ツツミ電化こと　堤　　公男
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係